

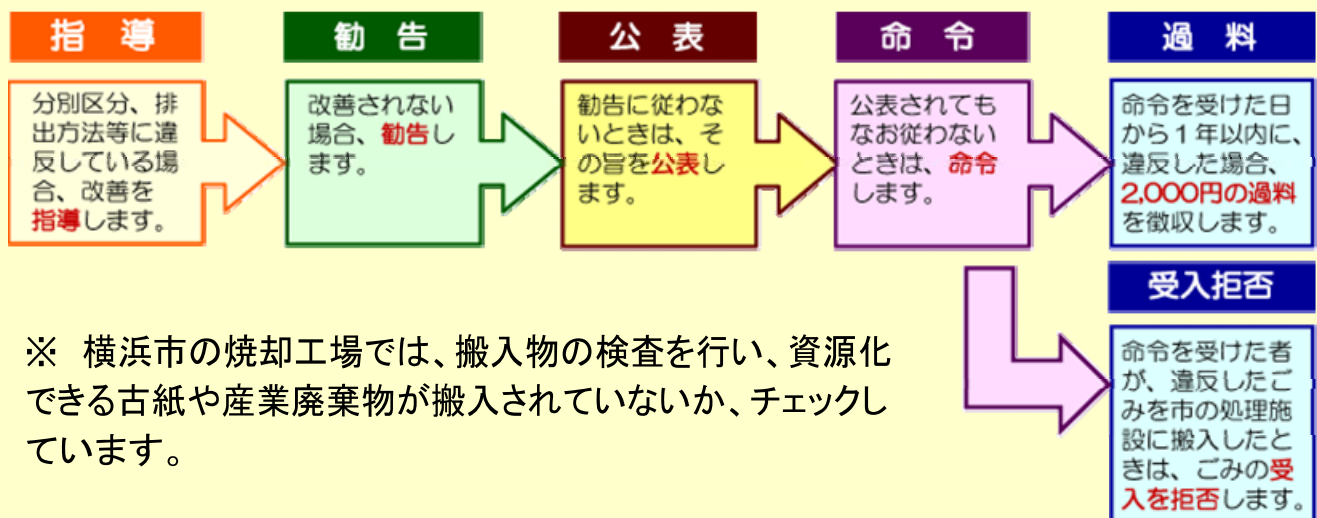
事業系ごみのルール違反に対する罰則

横浜市では、条例で市民・事業者に対して、廃棄物の分別区分や排出方法に従って廃棄物を出すことを義務づけており、繰り返し指導等を行ってもルールが守られない場合、最終的に罰則(過料2,000円以下)を科すこととしています。

次の行為は禁止されています

- ① 資源化可能な古紙を種類ごとに分別せずに、その他の一般廃棄物に混ぜる。
- ② 一般廃棄物に、廃プラスチック・金属など産業廃棄物を混入する。
- ③ 家庭ごみの集積場所に事業系廃棄物を排出する(市の制度で認められた場合を除く)。
- ④ 廃棄物を横浜市の処理施設に自分で搬入するときに、不適物を混ぜる。

※ これらのルールは廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理実施計画で定められています。



※ 横浜市の焼却工場では、搬入物の検査を行い、資源化できる古紙や産業廃棄物が搬入されていないか、チェックしています。

事業系ごみの罰則Q&A

Q 事業系ごみの分別ルールと罰則は、全事業者に適用されるのか？

A 一般廃棄物処理実施計画に定める分別区分、排出方法に従うことは全事業者の義務と定められています。罰則とそれに至る手続きも、規模を問わず全事業者に適用されます。

Q 分別ルールに違反したら、ただちに過料を課されるのか？

A ただちに過料が課されるわけではありません。まず、最初に分別ルールに従うよう市職員が指導を行い、改善されない場合に勧告・公表・命令の順で手続きを取り、その後に違反があったときに過料を課することになります。

